

令和8年4月1日作成

次世代育成支援対策推進法及び女性活躍推進法に基づく

社会福祉法人見松会 行動計画

職員が仕事と家庭生活を両立させることができ、職員全体が働きやすい環境を作ることによって、すべての職員がその能力を十分に発揮できるようにするため、次の行動計画を策定する。

1 計画期間 令和8年4月1日～令和11年3月31日

2 内容

【目標1】 男性職員の2週間以上の育児休業取得率を50%以上とする。

【対策】

令和8年4月～ ①育児休業等の制度について、全職員に対し、研修を実施する。

令和8年7月 ②全職員に対し、制度利用を理由としたハラスメント防止のための研修を年に1回実施する。

令和8年4月～ ③育児休業取得希望男性職員に対し、意向確認や処遇、復職後の働き方や就業場所等について面談を実施する。

【目標2】 特養・短期事業部の介護職員の時間外労働を月平均2時間以内とする。

【対策】

令和8年5月 ①事業部並びに職種毎の時間外労働の状況の把握並びに各事業部と共有

令和8年6～8月 ②時間外労働の削減に向けた現状分析

令和8年9月～ ③特養並びに短期事業部の正規介護職員の業務改善への取組み（生産性向上に向けた取組み）

上記①～③の取組については、毎年度行う。